概要版

第６期大阪狭山市障がい福祉計画
第２期大阪狭山市障がい児福祉計画

令和３年（2021年）３月

大阪狭山市

1　計画策定の背景と趣旨

近年、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へと見直されたとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、障がい者福祉を取り巻く環境は引き続き大きく変化しています。

「第５期大阪狭山市障がい福祉計画及び第１期大阪狭山市障がい児福祉計画」の計画期間が令和２年度（2020年度）をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和３年度（2021年度）を初年度とした「第６期大阪狭山市障がい福祉計画及び第２期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定します。

2　計画の位置づけ

本計画は、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和５年度（2023年度）末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画です。

策定にあたっては、「大阪狭山市総合計画」及び「第４次大阪狭山市地域福祉計画」を上位計画とし、「第３次大阪狭山市障がい者計画」と整合・連携を図りながら策定します。また、「大阪府障がい者計画」等関連計画とも整合性を図り策定します。

3　計画の期間

本計画は、令和３年度（2021年度）から令和５年度（2023年度）までの３年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和２年度（2020年度）	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
第３次大阪狭山市障がい者計画（平成30年度（2018年度）から令和８年度（2026年度）までの９年間）								
第５期大阪狭山市障がい福祉計画 第１期大阪狭山市障がい児福祉計画			第６期大阪狭山市障がい福祉計画 第２期大阪狭山市障がい児福祉計画			第７期大阪狭山市障がい福祉計画 第３期大阪狭山市障がい児福祉計画		

4　大阪狭山市の障がい者（児）を取り巻く現状

（１）人口、障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和元年度（2019年度）末現在58,691人で、微増傾向にあります。障がい者手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在3,113人で、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は5.3%と横ばいで推移しています。

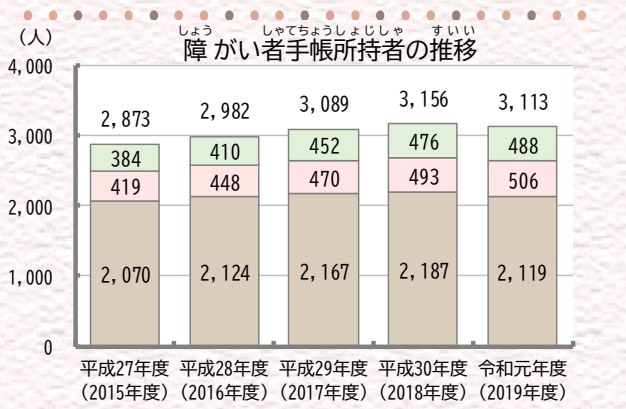

資料：福祉グループ（各年度末現在）

（2）障がい者手帳所持者の年齢別内訳

令和元年度（2019年度）末現在、身体障がい者手帳は18歳以上が97.5%、療育手帳は18歳以上が69.4%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が94.7%となっています。また、療育手帳は18歳未満の手帳所持者数の割合が、他の手帳と比べ大きくなっています。

障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	53	2.5%	2,066	97.5%
療育手帳	155	30.6%	351	69.4%
精神障がい者保健福祉手帳	26	5.3%	462	94.7%

資料：福祉グループ（令和元年度（2019年度）末現在）

5　大阪狭山市の基本理念と基本方針

（1）基本理念

誰もが安心して暮らせる
共生社会の実現をめざして

市民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざし、本計画を推進するものとします。

（2）基本方針

- 地域生活移行や就労支援を進める支援の充実とサービス提供体制の整備
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

6　令和５年度（2023年度）における成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	令和５年度（2023年度）末目標
地域生活移行数	２人
入所者数の削減	１人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和５年度（2023年度）末目標
精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を 316日以上	退院後１年以内の地域における平均生活日数を316日以上
精神病床における１年以上の長期入院患者数	72人
精神病床における早期退院率について、入院後３ヶ月時点の退院率は 69%以上、入院後６ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後１年時点の退院率は92%以上	入院後３ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後６ヶ月時点の退院率は86%以上、入院後１年時点の退院率は92%以上

③地域生活支援拠点等の整備

項目	令和５年度（2023年度）末目標
地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上状況を検証、検討する	継続

④福祉施設から一般就労への移行促進

項目	令和５年度（2023年度）末目標
一般就労移行者数	16人
就労移行支援における一般就労移行者数	12人
就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	１人
就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	３人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の７割が就労定着支援事業を利用する	７割
就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率８割以上の事業所の割合	７割
就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の月額平均額	11,165円

⑤相談支援体制の充実・強化等

項目	令和５年度（2023年度）末目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	継続

⑥障がい福祉サービス等の質の向上

項目	令和５年度（2023年度）末目標
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	継続

⑦障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

項目	令和５年度（2023年度）末目標
児童発達支援センターの設置	継続
保育所等訪問支援を利用できる体制	２か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	２か所
医療的ケア児支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	継続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	継続

7　障がい福祉サービス等の見込み（１月当たり）

（１）訪問系サービス

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助を行います。	123人	128人	133人
		1,854時間	1,926時間	2,008時間
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助や外出時における移動中の介護を行います。	８人	８人	８人
		304時間	304時間	304時間
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	25人	27人	28人
		1,003時間	1,083時間	1,124時間
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時における移動中の介護や行動する際に必要な援助を行います。	２人	３人	４人
		22時間	33時間	44時間
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。	見込みなし	見込みなし	見込みなし

（２）日中活動系サービス

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動などの機会の提供をします。	108人	120人	133人
		1,993日	2,212日	2,453日
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	10人	14人	18人
		195日	278日	360日
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。	17人	17人	17人
		293日	293日	293日
就労継続支援（Ａ型）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。	32人	32人	32人
		604日	604日	604日
就労継続支援（Ｂ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。	150人	166人	183人
		2,413日	2,670日	2,943日

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。	６人	９人	11人
療養介護	医療的ケアを必要で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護等を提供します。	３人	３人	３人
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	32人	32人	32人
		224日	224日	224日

（３）居住系サービス

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	68人	78人	88人
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。	31人	30人	30人
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	２人	２人	２人

（４）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。	140人	157人	177人
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している人が地域生活に移行するための相談等を行います。	１人	１人	１人
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。	１人	１人	１人

（5）障がい児通所支援

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。	63人 705日	71人 795日	79人 885日
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。	見込みなし	見込みなし	見込みなし
放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を行います。	174人 2,102日	188人 2,271日	203人 2,452日
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。	39人 65日	45人 75日	51人 85日
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等の重度の障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	見込みなし	見込みなし	見込みなし
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。	102人	124人	152人

8　地域生活支援事業

（1）必須事業

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるための研修や、啓発活動などを行います。	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	障がい者、その家族が自発的に行う活動を支援します。	実施	実施	実施
障がい者相談支援事業	障がい福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	３事業所	３事業所	３事業所
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	４人	４人	４人

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	実施予定なし	実施予定なし	実施予定なし
手話通訳者派遣事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	116人	116人	116人
		165時間	165時間	165時間
要約筆記者派遣事業		59人	59人	59人
		125時間	125時間	125時間
手話通訳者設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	１人	１人	１人
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等の自立と社会参加を促進するため、奉仕活動に従事する奉仕員を養成します。	15人	15人	15人
日常生活用具給付事業	補装具以外で日常生活を便利にする用具の給付などを行います。	1,818件	1,992件	2,184件
移動支援事業	ガイドヘルパーにより、外出時の介護や余暇活動の参加のための支援を行います。	153人	153人	153人
		22,820時間	22,820時間	22,820時間
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	３か所	３か所	３か所
		130人	141人	152人

（２）任意事業

サービス名	概要	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
日中一時支援事業	日中活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	10か所	10か所	10か所
		４人	４人	４人
社会参加促進事業	障がい者の交流、体力増強、余暇活動などのために、スポーツ教室を開催します。	１回	１回	１回
奉仕員養成研修事業	障がい者の福祉の向上のため、要約筆記奉仕員や朗読奉仕員の養成講座を実施します。	15人	15人	15人
地域生活支援入浴サービス事業	在宅の重症心身障がい児に対して施設で入浴サービスを提供します。	検討	検討	検討

第６期大阪狭山市障がい福祉計画
第２期大阪狭山市障がい児福祉計画
概要版
令和３年（2021年）３月
発行　大阪狭山市健康福祉部福祉グループ
〒589-8501　大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の１
電話　072-366-0011（代表）